

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 3 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条並びに第19条第1項及び第2項の規定により、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条の育児休業等に関しては、太田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年太田市条例第53号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。